

○佐久市就学支援委員会条例

平成17年4月1日条例第194号

改正

平成19年3月23日条例第21号

平成26年3月24日条例第 号

佐久市就学支援委員会条例

(設置)

第1条 障害のある就学予定者及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の早期からの就学相談及び一貫した教育支援を行うため、佐久市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審査するものとする。

(1) 病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の就学義務の猶予又は免除に関する事項

(2) 児童生徒等の就学、教育等に関する事項

2 委員会は、前項に定めるもののほか、就学相談及び教育支援を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 医師

(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代行する。

6 会長、副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員会は、委員が半数以上出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

(専門員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門員を置くことができる。

2 専門員は、教育委員会が任命する。

(秘密を守る義務)

第7条 委員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日条例第21号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第 号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の佐久市児童生徒就学指導委員会条例第3条の規定により委嘱された佐久市児童生徒就学指導委員会の委員は、改正後の佐久市就学支援委員会条例第3条の規定により委嘱された佐久市就学支援委員会の委員とみなす。